

# 大分県地域防災計画 新旧対照表

## 【事故等災害対策編】



# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第1部 総則・第2部 共通する災害予防

改正前	改正後
第1部 総則（略） 第2部 共通する災害予防（略）	

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後				
<p>第1章 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>災害による県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <p>a～c (略)</p> <p>d. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="114 1125 1079 1225"> <tr> <td>部長</td> <td>企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、<u>商工労働部長</u>、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 各部の主な処理事務</p> <p>【被災者救援部】～【支援物資部】 (略)</p> <p>【福祉保健医療部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>災害派遣医療チーム (DMAT)、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、</li> </ul>	部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 <u>商工労働部長</u> 、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長	<p>第1章 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>災害による県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、<u>実効性の確保に留意することとする。</u></p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <p>a～c (略)</p> <p>d. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1125 2170 1225"> <tr> <td>部長</td> <td>企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、<u>商工観光労働部長</u>、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長</td> </tr> </table> <p>(二) 処理すべき主な事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 各部の主な処理事務</p> <p>【被災者救援部】～【支援物資部】 (略)</p> <p>【福祉保健医療部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>災害派遣医療チーム (DMAT)、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、</li> </ul>	部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 <u>商工観光労働部長</u> 、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長
部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 <u>商工労働部長</u> 、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長				
部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 <u>商工観光労働部長</u> 、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長				

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>災害時公衆衛生対策チーム（DHEAT）__等の派遣（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 九州地方整備局関係災害対策組織</p> <p>（1）大分河川国道事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準</p> <p>災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p>	<p>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DCAT）等の派遣（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 九州地方整備局関係災害対策組織</p> <p>（1）大分河川国道事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準</p> <p>災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(2) 佐伯河川国道事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> <pre> graph TD     A[支部長 (事務所長)] --- B[副支部長 (事・技副所長)]     B --- C[総務班 (総務、経理、用地課)]     B --- D[調査班 河川(調査第一課) 道路(道路管理課)]     B --- E[河川対策班 (河川管理課)]     B --- F[広報班(品質確保課)]     B --- G[道路対策班 (道路管理、工務、調査第二課)]     B --- H[水防班 (佐伯出張所)]     B --- I[道路班 (佐伯・竹田維持出張所)]     C --- C1[庶務係]     C --- C2[経理係]     C --- C3[救護係]     D --- D1[河川情報連絡係]     D --- D2[道路情報連絡係]     D --- D3[無線電話係]     E --- E1[河川巡視係、河川災害対策係]     F --- F1[広報係]     G --- G1[道路災害対策係]     H --- H1[連絡係]     H --- H2[水防係]     I --- I1[連絡係]     I --- I2[水防係]     </pre> <p>ハ 設置場所 佐伯河川国道事務所内</p>	<p>(2) 佐伯河川国道事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> <pre> graph TD     A[支部長 (事務所長)] --- B[副支部長 (事・技副所長)]     B --- C[総務班 (総務、経理、用地課)]     B --- D[調査班 河川(調査課) 道路(道路管理課)]     B --- E[河川対策班 (河川管理課)]     B --- F[広報班(地域防災調整官・建設専門)]     B --- G[道路対策班 (道路管理、工務課)]     B --- H[水防班 (佐伯出張所)]     B --- I[道路班 (佐伯・竹田維持出張所)]     C --- C1[庶務係]     C --- C2[経理係]     C --- C3[救護係]     D --- D1[河川情報連絡係]     D --- D2[道路情報連絡係]     D --- D3[電気通信係]     E --- E1[河川巡視係、河川災害対策係]     F --- F1[広報係]     G --- G1[道路災害対策係]     H --- H1[連絡係]     H --- H2[水防係]     I --- I1[連絡係]     I --- I2[水防係]     </pre> <p>ハ 設置場所 佐伯河川国道事務所内</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
	<p>(3) 延岡河川国道事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> <pre> graph LR     Root[支部長 (事務所長)] --- S1[事務班 副支部長 (事務副所長)]     Root --- S2[河川班 副支部長 (河川副所長)]     Root --- S3[道路班 副支部長 (道路副所長)]          S1 --- S1_1["【総務課】 課長 課長代行"]     S1 --- S1_2["【経理班】"]     S1 --- S1_3["【用地課】 課長 課長代行"]          S2 --- S2_1["【電気通信班】 課長 課長代行"]     S2 --- S2_2["【機械班】 課長 課長代行"]     S2 --- S2_3["【河川管理班】 課長 課長代行"]     S2 --- S2_4["【調査第一課】 課長 課長代行"]     S2 --- S2_5["【工務第一課】 課長 課長代行"]     S2 --- S2_6["【延岡出張所】 課長 課長代行"]          S3 --- S3_1["【電気通信班】 課長 課長代行"]     S3 --- S3_2["【機械班】 課長 課長代行"]     S3 --- S3_3["【道路管理課】 課長 課長代行"]     S3 --- S3_4["【工務第二課】 課長 課長代行"]     S3 --- S3_5["【調査第二課】 課長 課長代行"]     S3 --- S3_6["【延岡国道維持出張所】 所長 所長代行"]     S3 --- S3_7["【延岡高速道路維持出張所】 所長 所長代行"]          S1_1 --- ST1_1[総務課]     S1_1 --- ST1_2[総務課長 総務係長]          S1_2 --- ST1_3[総務課]     S1_2 --- ST1_4[建設専門官 専門官]          S1_3 --- ST1_5[用地課]     S1_3 --- ST1_6[用地課長 建設専門官]          S2_1 --- ST2_1[調査第一課 (電気通信係)]     S2_1 --- ST2_2[調査第一課長 専門職]          S2_2 --- ST2_3[工務第一課 (機械係)]     S2_2 --- ST2_4[工務第一課長 機械係長]          S2_3 --- ST2_5[河川管理課]     S2_3 --- ST2_6[河川管理課長 専門職]          S2_4 --- ST2_7[調査第一課 (電気通信係を除く)]     S2_4 --- ST2_8[調査第一課長 専門官]          S2_5 --- ST2_9[工務第一課 (機械係を除く)]     S2_5 --- ST2_10[工務第一課長 工務係長]          S2_6 --- ST2_11[延岡出張所]     S2_6 --- ST2_12[延岡出張所長 管理第二係長]          S3_1 --- ST3_1[調査第一課 (電気通信係)]     S3_1 --- ST3_2[調査第一課長 専門職]          S3_2 --- ST3_3[工務第一課 (機械係)]     S3_2 --- ST3_4[工務第一課長 機械係長]          S3_3 --- ST3_5[道路管理課]     S3_3 --- ST3_6[道路管理課長 上席専門職]          S3_4 --- ST3_7[工務第二課]     S3_4 --- ST3_8[工務第二課長 工務係長]          S3_5 --- ST3_9[調査第二課]     S3_5 --- ST3_10[調査第二課長 専門官]          S3_6 --- ST3_11[延岡国道維持出張所]     S3_6 --- ST3_12[延岡国道維持出張所長 管理第二係長]          S3_7 --- ST3_13[延岡高速道路維持出張所]     S3_7 --- ST3_14[延岡高速道路維持出張所長 管理第二係長]          S3_7 --- ST3_15[監督官]     </pre>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(3) 筑後川河川事務所災害対策支部日田水防班                      イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき                      ロ 組織</p> <pre>                     graph TD                         A[支部長 (事務所長)] --- B[副支部長 (副所長) (副所長(事務)) (事業対策官)]                         A --- C[総務班 防災対策推進官 用地対策官 工事品質管理官]                         B --- D[調査班 (河川環境課、調査第一課、開発調査第一課)]                         B --- E[防災情報班 (防災情報課)]                         B --- F[災害対策班 (工務第一、二課)]                         B --- G[管理班 (管理、占用調整課)]                         C --- H[水防班 日田水防班 (日田出張所)]                     </pre>	<p>(4) 筑後川河川事務所災害対策支部日田水防班                      イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき                      ロ 組織</p> <pre>                     graph TD                         A[支部長] --- B[副支部長]                         A --- C[総括班]                         C --- D[総務班]                         C --- E[広報班]                         C --- F[調査班]                         C --- G[防災情報班]                         C --- H[災害対策班]                         C --- I[管理班]                         C --- J[日田水防班]                     </pre>



# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

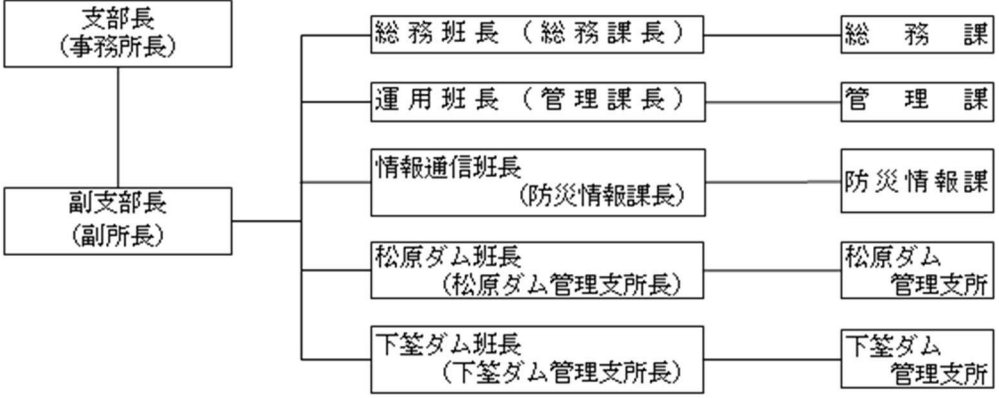
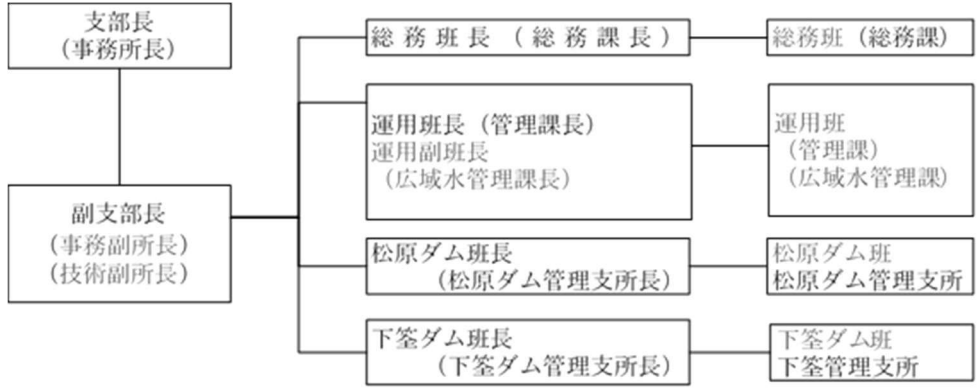
第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(4) 山国川河川事務所災害対策支部                      イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき                      ロ 組織</p> <pre>                     graph TD                         BC[支部長 (事務所長)] --- DC[副支部長 (事・技副所長)]                         BC --- GAC[総務班長 (総務課長)]                         DC --- RMC[河川管理班長 (管理課長) 副班長 (建設専門官)]                         DC --- DAMC[ダム管理班長 (ダム管理課長)]                         DC --- ORC[現地対策班長 (中津出張所長)]                         GAC --- GAC_S[総務課]                         RMC --- RMC_S[調査・品質 確保課]                         DAMC --- DAM_S[ダム管理課]                         ORC --- OR_S[中津出張所]                     </pre>	<p>(5) 山国川河川事務所災害対策支部                      イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき                      ロ 組織</p> <pre>                     graph TD                         BC[支部長 (事務所長)] --- DC[副支部長 (事・技副所長) (事業対策官)]                         BC --- GAC[総務班長 (総務課長)]                         DC --- RMC[河川管理班長 (管理課長) 副班長 (専門官 (土木))]                         DC --- DAMC[ダム管理班長 (ダム管理課長) 副班長 (専門官)]                         DC --- ORC[現地対策班長 (中津出張所長)]                         GAC --- GAC_S[総務課]                         RMC --- RMC_S[調査・品質 確保課]                         DAMC --- DAM_S[ダム管理課]                         ORC --- OR_S[中津出張所]                     </pre>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(5) 筑後川ダム統合管理事務所災害対策支部                      イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき                      ロ 組織</p>  <pre>                     graph TD                         BC[支部長 (事務所長)] --- GAC[総務班長 (総務課長)]                         BC --- OC[運用班長 (管理課長)]                         DBC[副支部長 (副所長)] --- ICTC[情報通信班長 (防災情報課長)]                         DBC --- MDC[松原ダム班長 (松原ダム管理支所長)]                         DBC --- KDC[下笠ダム班長 (下笠ダム管理支所長)]                         GAC --- GS[総務課]                         OC --- MS[管理課]                         ICTC --- FIC[防災情報課]                         MDC --- MD[松原ダム管理支所]                         KDC --- KD[下笠ダム管理支所]                     </pre>	<p>(6) 筑後川ダム統合管理事務所災害対策支部                      イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき                      ロ 組織</p>  <pre>                     graph TD                         BC[支部長 (事務所長)] --- GAC[総務班長 (総務課長)]                         BC --- OC[運用班長 (管理課長) 運用副班長 (広域水管理課長)]                         DBC[副支部長 (事務副所長) (技術副所長)] --- ICTC[情報通信班長 (防災情報課長)]                         DBC --- MDC[松原ダム班長 (松原ダム管理支所長)]                         DBC --- KDC[下笠ダム班長 (下笠ダム管理支所長)]                         GAC --- GS[総務班 (総務課)]                         OC --- MS[運用班 (管理課) 広域水管理課]                         ICTC --- FIC[防災情報課]                         MDC --- MD[松原ダム班 松原ダム管理支所]                         KDC --- KD[下笠ダム班 下笠管理支所]                     </pre>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

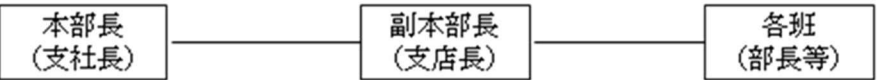

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(6) 別府港湾・空港整備事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> <pre> graph TD     A[支部長 (事務所長)] --- B[副支部長 (技術副所長)]     B --- C[総務班長 (総務課長) (他機関との連絡調整、救護等)]     B --- D[情報Ⅰ班長 (保全課長)]     B --- E[情報Ⅱ班長 (中津港事務所長) (情報の収集、記録、伝達及び対策等)]     A --- F[対策班長 (工務課長) (防災状況の調査及び応急処置等)]         </pre> <p>9 日本赤十字社大分県支部災害救護実施対策本部</p> <p>(1) 設置の基準 風水害等による非常災害が発生したとき</p> <p>(2) 組織</p> <pre> graph LR     A[対策本部長 (支部長)] --- B[対策副本部長 (副支部長)]     B --- C[本部員]         </pre>	<p>(7) 別府港湾・空港整備事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> <pre> graph TD     A[支部長 (事務所長)] --- B[副支部長 (技術副所長)]     B --- C[総務班長 (総務課長) (他機関との連絡調整、救護等)]     B --- D[情報班長 (保全課長) (情報の収集、記録、伝達及び対策等)]     A --- E[対策班長 (工務課長) (防災状況の調査及び応急処置等)]         </pre> <p>9 日本赤十字社大分県支部災害救護実施対策本部</p> <p>(1) 設置の基準 風水害等による非常災害が発生したとき</p> <p>(2) 組織</p> <pre> graph LR     A[本部長] --- B[副本部長]     B --- C[全体統括部門]     C --- D[総合調整班]     D --- E[救護実施部門]     E --- F[災害医療CoT]     F --- G[医療救護班]     F --- H[こころのケア班]     F --- I[救護物資班]     F --- J[義援金班]     F --- K[ボランティア班]     F --- L[館内施設業務支援班]         </pre>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 事故等災害対策編

### 第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>1 3 <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州大分支店災害対策本部</u>            (1) 設置の基準            災害が発生し又は発生するおそれがあるとき            (2) 組織</p>  <pre>           graph LR             A[本部長 (支社長)] --- B[副本部長 (支店長)]             B --- C[各班 (部長等)]           </pre> <p>(3) <u>設置場所 (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州大分支店内</u></p> <p>(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。            (略)</p> <p>第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達            1～2 (略)            3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制            (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立            イ～ト (略)            チ 防災GIS (地理情報システム) の活用</p> <p>総合調整室情報収集班は、必要に応じて防災GISにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。</p>	<p>1 3 <u>株式会社NTT ドコモ 九州支社災害対策本部</u>            (1) 設置の基準            災害が発生し又は発生するおそれがあるとき            (2) 組織</p>  <pre>           graph TD             A[災害対策本部 本部長 (九州支社長)] --- B[災害対策本部 本部統括班長 (九州支社 災害対策室長)]             B --- C[現地災害対策本部 本部長 (ドコモCS九州 大分支店長)]             B --- D[各班 (九州支社 各部長)]             C --- E[各班 (ドコモCS九州 大分支店各部長)]             D &lt;--&gt; E           </pre> <p>(3) <u>設置場所 災害対策本部 株式会社NTT ドコモ九州支社内</u>  <u>現地災害対策本部 株式会社ドコモ CS 九州大分支店内</u></p> <p>(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。            (略)</p> <p>第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達            1～2 (略)            3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制            (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立            イ～ト (略)            チ <u>災害対応支援システム</u>の活用</p> <p>総合調整室情報収集班は、必要に応じて<u>災害対応支援システム</u>により市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 事故等災害対策編

### 第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。</p> <p>なお、このほかの場合は防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。</p> <p>リ (略)</p> <p>ヌ その他</p> <p>大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p> <p>なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。</p> <p>第6節 市町村への支援</p> <p>市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村への支援</p> <p>1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 現地災害対策本部の設置</p> <p>特に、<u>甚大な被害が発生した地域があるときは</u>、総務班は当該災害地に現地災害対策本部を設置し、市町村が実施する応急対策に必要な支援を行うこととする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。</p> <p>なお、このほかの場合は防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。</p> <p>リ (略)</p> <p>ヌ その他</p> <p>大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>防災モニターからの投稿など</u> SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p> <p>なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。</p> <p>第6節 市町村への支援</p> <p>市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。</p> <p><u>なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平常時から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村への支援</p> <p>1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 現地災害対策本部の設置等</p> <p>特に、<u>局所的で甚大な被害が発生した地域があるときは</u>、総務班は当該災害地に現地災害対策本部を設置又は市町村が設置した現地災害対策本部に県職員(課長級)を派遣して、市町村が実施する応急対策に必要な支援を行うこととする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>5 広域的な応援による市町村への支援</p> <p>県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」__等に基づく広域的な応援を要請するものとする。</p> <p>なお、九州・山口9県被災地支援対策本部__による被災市町村への人的支援（職員派遣）が、カウンターパート方式により実施されることが決定した場合は、被災市町村における被害の程度や状況はもとより、どのような種類の応援がどの程度必要なのか等、支援に係る具体的な情報については、被災市町村、本県、応援担当県の三者間で共有し、迅速な支援開始を図ることとする。</p> <p>また、派遣が必要な職種・人数等の決定に当たっては、被災市町村、本県、応援担当県の三者による協議を経ることを原則とするが、緊急を要する場合等については、被災市町村と応援担当県による二者協議により決定することができるものとする。</p> <p>第7節 広域的な応援要請</p> <p>県内において地震・津波の大規模災害が発生し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定__等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>5 広域的な応援による市町村への支援</p> <p>県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」<u>や国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム</u>等に基づく広域的な応援を要請するものとする。</p> <p>なお、九州・山口9県被災地支援対策本部<u>や国（総務省）</u>等による被災市町村への人的支援（職員派遣）が、カウンターパート方式により実施されることが決定した場合は、被災市町村における被害の程度や状況はもとより、どのような種類の応援がどの程度必要なのか等、支援に係る具体的な情報については、被災市町村、本県、応援担当県の三者間で共有し、迅速な支援開始を図ることとする。</p> <p>また、派遣が必要な職種・人数等の決定に当たっては、被災市町村、本県、応援担当県の三者による協議を経ることを原則とするが、緊急を要する場合等については、被災市町村と応援担当県による二者協議により決定することができるものとする。</p> <p>第7節 広域的な応援要請</p> <p>県内において地震・津波の大規模災害が発生し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定<u>や国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム</u>等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。</p> <p><u>なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平常時から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。</u></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 事故等災害対策編

### 第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく、県の主な活動]            &lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応援要請&lt;受援・市町村支援室、人事課、防災局消防保安室&gt;</li> <li>□事前に応援協定を締結している九州地方知事会(九州・山口9県被災地支援対策本部) __等に対し応援を要請</li> <li>□国に対し災害対策基本法第29条、30条に基づく応援(職員派遣及び派遣あっせん)を要請</li> <li>□他の防災関係機関へ応援(緊急消防援助隊等)を要請</li> </ul> <p>※震度6弱以上の地震発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□リエゾンの受入れ(受援・市町村支援室) 九州地方知事会(九州・山口9県被災地支援対策本部)等方派遣されるリエゾン(災害対策現地情報連絡員)の受入れ体制を確保</li> </ul>	<p>[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく、県の主な活動]            &lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応援要請&lt;受援・市町村支援室、人事課、防災局消防保安室&gt;</li> <li>□事前に応援協定を締結している九州地方知事会(九州・山口9県被災地支援対策本部) <u>や国(総務省)</u>等に対し応援を要請</li> <li>□国に対し災害対策基本法第29条、30条に基づく応援(職員派遣及び派遣あっせん)を要請</li> <li>□他の防災関係機関へ応援(緊急消防援助隊等)を要請</li> </ul> <p>※震度6弱以上の地震発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□リエゾンの受入れ(受援・市町村支援室) 九州地方知事会(九州・山口9県被災地支援対策本部)等<u>から</u>派遣されるリエゾン(災害対策現地情報連絡員)の受入れ体制を確保</li> </ul>
<p>1 県における広域応援要請の実施</p> <p>(1) 組織体制</p> <p>イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」 __等に基づく広域的な応援を要請する。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 国において、被災地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ「九州・山口9県災害時応援協定」 __に基づく応援要請</p>	<p>1 県における広域応援要請の実施</p> <p>(1) 組織体制</p> <p>イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」 <u>や国(総務省)の被災市区町村応援職員確保システム</u>等に基づく広域的な応援を要請する。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 国において、被災地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣<u>や上記システムに基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議</u>の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ「九州・山口9県災害時応援協定」 <u>と被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく応援要請</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 事故等災害対策編

### 第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）__に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請          受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定__に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、<u>(※協定第6条第1項より)</u>九州・山口9県被災地支援対策本部__に応援の要請を行う。</p> <p>この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。</p> <p>(ロ) 応援要請の種類          (略)</p> <p>また、この協定__に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき九州・山口9県被災地支援対策本部から関西広域連合に応援要請する。</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 応援の受け入れ          (1)～(2) (略)</p> <p>(3) リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受け入れ          震度6弱以上の地震発生時は、九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等<u>方</u>リエゾン（災害対策現地情報連絡員）が派遣されるため、別に定める「大規模災害時受援・応援マニュアル（総務部）」により、受入体制を確保する。</p> <p>第9節～第11節 (略)</p> <p>第12節 ボランティアとの連携          1・2 (略)</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p>	<p>県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定<u>等</u>に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）<u>と国（総務省）</u>に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請          受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定<u>等</u>に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、九州・山口9県被災地支援対策本部<u>と国（総務省）</u>に応援の要請を行う。</p> <p>この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部<u>や被災市区町村応援職員確保システム</u>によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。</p> <p>(ロ) 応援要請の種類          (略)</p> <p>また、この協定<u>等</u>に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき九州・山口9県被災地支援対策本部から関西広域連合に応援要請する。</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 応援の受け入れ          (1)～(2) (略)</p> <p>(3) リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受け入れ          震度6弱以上の地震発生時は、九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等<u>から</u>リエゾン（災害対策現地情報連絡員）が派遣されるため、別に定める「大規模災害時受援・応援マニュアル（総務部）」により、受入体制を確保する。</p> <p>第9節～第11節 (略)</p> <p>第12節 ボランティアとの連携          1・2 (略)</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p>



# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 事故等災害対策編

### 第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>イ～ハ（略）</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を構築する。（略）</p> <p>第13節・第14節（略）</p> <p>第15節 交通確保・輸送対策</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 輸送手段等の確保</p> <p>イ 車両の確保・配車</p> <p>(イ)（略）</p> <p>(ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等）</p> <p>a. 車両の確保</p> <p>公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、赤帽大分県軽自動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）及び一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。</p> <p>ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。</p> <p>&lt;明示事項&gt;（略）</p> <p>b. 輸送方法</p> <p>aの要請に基づき、県トラック協会、赤帽県運送組合及び県バス協会及び由布市バイク隊は協会員と調整のうえ協会員の車両により輸送するものと</p>	<p>イ～ハ（略）</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、<u>社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有の場を設定するなど</u>、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。（略）</p> <p>第13節・第14節（略）</p> <p>第15節 交通確保・輸送対策</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 輸送手段等の確保</p> <p>イ 車両の確保・配車</p> <p>(イ)（略）</p> <p>(ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等）</p> <p>a. 車両の確保</p> <p>公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、<u>ヤマト運輸株式会社九州支社（以下、「ヤマト運輸」という。）</u>、赤帽大分県軽自動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、<u>一般社団法人大分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）</u>及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。</p> <p>ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。</p> <p>&lt;明示事項&gt;（略）</p> <p>b. 輸送方法</p> <p>aの要請に基づき、県トラック協会、<u>ヤマト運輸</u>、赤帽県運送組合、<u>県バス協会</u>、<u>県タクシー協会</u>及び由布市バイク隊は協会員等と調整のうえ協会員等の車両</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>する。            c. (略)            ロ～ニ (略)            6～10 (略)            第17節 (略)</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動            第5節 救急医療活動</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療情報の収集及び提供               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>医療情報の収集&lt;福祉保健医療部医療活動支援班、地区災害対策本部保健所班&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>医療情報の提供&lt;福祉保健医療部医療活動支援班&gt;</li> </ul> </li> <li>○救急医療活動の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>災害医療対策本部の設置&lt;福祉保健医療部医療活動支援班&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>医療救護所の設置&lt;市町村&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班の派遣                    &lt;福祉保健医療部医療活動支援班&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>医薬品・医療資器材等の供給&lt;福祉保健医療部医療活動支援班&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>被災地内における救急医療活動の調整&lt;市町村、地区災害対策本部保健所班&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>広域的な救急医療活動の調整&lt;福祉保健医療部医療活動支援班&gt;</li> </ul> </li> <li>○地域医療搬送及び広域医療搬送               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>地域医療搬送                    &lt;総務班、福祉保健医療部医療活動支援班、通信・輸送部輸送・調整班、市町村&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>広域医療搬送                    &lt;総務班、福祉保健医療部医療活動支援班、通信・輸送部輸送・調整班&gt;</li> </ul> </li> </ul> </div>	<p>により輸送するものとする。            c. (略)            ロ～ニ (略)            6～10 (略)            第17節 (略)</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動            第5節 救急医療活動</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療情報の収集及び提供               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>医療情報の収集&lt;福祉保健医療部医療活動支援班、地区災害対策本部保健所班&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>医療情報の提供&lt;福祉保健医療部医療活動支援班&gt;</li> </ul> </li> <li>○救急医療活動の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>災害医療対策本部の設置&lt;福祉保健医療部医療活動支援班&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>医療救護所の設置&lt;市町村&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班等の派遣                    &lt;福祉保健医療部医療活動支援班&gt;</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の派遣                    &lt;福祉保健医療部福祉保健衛生班&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>医薬品・医療資器材等の供給&lt;福祉保健医療部医療活動支援班&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>被災地内における救急医療活動の調整&lt;市町村、地区災害対策本部保健所班&gt;</li> <li><input type="checkbox"/>広域的な救急医療活動の調整&lt;福祉保健医療部医療活動支援班&gt;</li> </ul> </li> <li>○地域医療搬送及び広域医療搬送               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>地域医療搬送                    &lt;総務班、福祉保健医療部医療活動支援班、通信・輸送部輸送・調整班、市町村&gt;</li> </ul> </li> </ul> </div>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前				改正後			
				<input type="checkbox"/> 広域医療搬送 <総務班、福祉保健医療部医療活動支援班、通信・輸送部輸送・調整班>			
2 主な機関の救急医療活動				2 主な機関の救急医療活動			
機関名	発災	(緊急対策)	72時間 (応急対策)	機関名	発災	(緊急対策)	72時間 (応急対策)
福 祉 保 健 部	○災害医療対策本部 (DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等) の設置 ○医療情報の収集及び提供 ○大分DMAT及び医療救護班への出動要請 ○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの災害医療対策本部 (DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等) への出動要請 ○災害時小児周産期リエゾンの災害医療対策本部への出動要請 (必要に応じて) (新設) (新設) ○医薬品・医療資器材等の確保 ○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請 ○県外の医療機関に負傷者等の受入要請 ○広域医療搬送のためのSCUの設置		→	福 祉 保 健 部	○災害医療対策本部 (DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等) の設置 ○医療情報の収集及び提供 ○大分DMAT及び医療救護班への出動要請 ○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの災害医療対策本部 (DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等) への出動要請 ○災害時小児周産期リエゾンの災害医療対策本部への出動要請 (必要に応じて) <u>○災害派遣精神医療チーム (DPAT) 隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請 (必要に応じて)</u> <u>○災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の地区対策本部保健所班への派遣</u> ○医薬品・医療資器材等の確保 ○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請 ○県外の医療機関に負傷者等の受入要請 ○広域医療搬送のためのSCUの設置		→

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前				改正後					
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療情報の収集及び提供</li> <li>○医療機関の被災状況等の現地確認</li> <li>○被災地内における医療救護活動の調整</li> </ul>	→		保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療情報の収集及び提供</li> <li>○医療機関の被災状況等の現地確認</li> <li>○被災地内における医療救護活動の調整</li> </ul>	→		
<p>3 (略)</p> <p>4 救急医療活動の実施</p> <p>(3) 災害派遣医療チーム (DMAT)、医療救護班、災害支援ナース及び薬剤師班の派遣</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 関係機関が実施する措置</p> <p>(3) 大分DMAT指定病院の措置</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況</p>				<p>3 (略)</p> <p>4 救急医療活動の実施</p> <p>(3) 災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班等の派遣</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 福祉保健部医療活動支援班は、市町村等からの要請があったとき、DPAT統括者と協議のうえ派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム (DPAT) の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。また、DPAT調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。</p> <p>6 関係機関が実施する措置</p> <p>(3) 大分DMAT指定病院の措置</p> <p>表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況</p>					
		災害拠点病院	大分DMAT				災害拠点病院	大分DMAT	
医療圏	病院名	基幹	地域	指定病院	統括DMAT登録者(人)	災害	地域	指定病院	
		拠点病院							
東国東	国東市民病院		○	○			○	○	
別府速見	国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○	1		○	○	
	国立病院機構別府医療センター							○	
	大分県厚生連鶴見病院								○

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前						改正後						
	国立病院機構別府医療センター			○		大 分	大分県立病院		○		○	
	大分県厚生連鶴見病院			○			大分市医師会立アルメイダ病院			○	○	
大 分	大分県立病院	○		○	1		大分赤十字病院			○	○	
	大分市医師会立アルメイダ病院			○	○		1	大分中村病院			○	
	大分赤十字病院			○	○		1	大分三愛メディカルセンター			○	
	大分中村病院			○			大分大学医学部附属病院			○	○	
	大分三愛メディカルセンター			○	1		大分岡病院			○	○	
	大分大学医学部附属病院			○	○		4	天心堂へつぎ病院			○	○
	大分岡病院			○			国立病院機構大分医療センター			○	○	
	社会医療法人財団天心堂へつぎ病院			○	1		佐賀関病院			○	○	
	国立病院機構大分医療センター			○			白 津	臼杵市医師会立コスモス病院			○	○
	佐賀関病院			○				佐 伯	南海医療センター			○
白 津	臼杵医師会コスモス病院			○	○		1	豊 後 大 野	豊後大野市民病院			○
佐 伯	健康保険南海医療センター			○	○	竹 田	竹田医師会病院				○	○
豊 後 大 野	豊後大野市民病院			○	○		大久保病院			○	○	
竹 田	竹田医師会病院			○	○	1	日 田 玖 珠	大分県済生会日田病院			○	○
日 田 玖 珠	大分県済生会日田病院			○	○	1		中 津	中津市立中津市民病院			○
中 津	中津市立中津市民病院			○	○	宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院			○	○	
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院			○	○	計		1	13	22		
計						1	12	21	13			

第4章 被災者の保護・救護のための活動  
第1節 避難所運営活動

第4章 被災者の保護・救護のための活動  
第1節 避難所運営活動

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所の運営管理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布</p> <p>県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。</p> <p>また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら<u>システムの導入を検討する</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2節～第6節 (略)</p> <p>第7節 保健衛生活動</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]</p> <p style="text-align: right;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○被災地での公衆衛生ニーズの把握</p> <p>□避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握 (略)</p> <p>□災害時<u>公衆衛生対策</u>チームの派遣&lt;福祉保健医療部福祉保健衛生班&gt; (略)</p> </div> <p>1 (略)</p> <p>2 保健衛生活動の実施体制</p> <p>(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所の運営管理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布</p> <p>県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。</p> <p>また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら<u>災害対応支援システムを活用するとともに、物資の迅速な流通対策に必要な資機材を整備する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2節～第6節 (略)</p> <p>第7節 保健衛生活動</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]</p> <p style="text-align: right;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○被災地での公衆衛生ニーズの把握</p> <p>□避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握 (略)</p> <p>□災害時<u>健康危機管理支援</u>チームの派遣&lt;福祉保健医療部福祉保健衛生班&gt; (略)</p> </div> <p>1 (略)</p> <p>2 保健衛生活動の実施体制</p> <p>(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 事故等災害対策編

### 第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>県は、__市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時公衆衛生対策チームを編成し、被災地域に派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保健衛生活動の体制整備</p> <p>地区災害対策本部保健所班及び災害時公衆衛生対策チームは、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う保健師派遣活動との情報共有</p> <p>3 保健衛生活動の実施</p> <p>(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う保健師派遣活動との相互連携</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第8節～第11節 (略)</p> <p>第12節 社会秩序の維持・物価の安定等</p>	<p>県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チームを編成し、被災地域に派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保健衛生活動の体制整備</p> <p>地区災害対策本部保健所班及び災害時健康危機管理支援チームは、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との情報共有</p> <p>3 保健衛生活動の実施</p> <p>(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との相互連携</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第8節～第11節 (略)</p> <p>第12節 社会秩序の維持・物価の安定等</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の本節に基づく県の主要な活動]          &lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会秩序の維持のための活動              (略)</li> <li>○物価の安定等に関する活動             <ul style="list-style-type: none"> <li>□生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施&lt;支援物資部食糧班・支援物資班、地区災害対策本部支援物資班&gt;</li> <li>□消費生活相談所の開設&lt;支援物資部食糧班・支援物資班、地区災害対策本部庶務班&gt;                  (略)</li> </ul> </li> </ul> <p>1～2 (略)</p> <p>3 物価の安定等に関する活動</p> <p>(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施          支援物資部食糧班・支援物資班及び地区災害対策本部支援物資班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。</p> <p>(2) 消費生活相談所の開設          支援物資部食糧班・支援物資班及び地区災害対策本部庶務班は、被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第13節 義援物資の取扱い</p>	<p>[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の本節に基づく県の主要な活動]          &lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会秩序の維持のための活動              (略)</li> <li>○物価の安定等に関する活動             <ul style="list-style-type: none"> <li>□生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施&lt;被災者救援部、地区災害対策本部支援物資班&gt;</li> <li>□消費生活相談所の開設&lt;被災者救援部、地区災害対策本部総務班&gt;                  (略)</li> </ul> </li> </ul> <p>1～2 (略)</p> <p>3 物価の安定等に関する活動</p> <p>(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施          被災者救援部及び地区災害対策本部支援物資班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。</p> <p>(2) 消費生活相談所の開設          被災者救援部及び地区災害対策本部総務班は、被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第13節 義援物資の取扱い</p>



# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]</p> <p style="text-align: center;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○義援物資の取扱いに関する広報</p> <p>□受け付け品目、送付場所等の決定&lt;支援物資部食糧班・支援物資班&gt;(第4章第5節の活動状況を考慮する。)</p> <p>□受け付け品目、送付場所等の報道機関を通じての広報&lt;広報・情報発信班&gt;</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県に送付される義援物資の取扱い</p> <p>(1) 義援物資の取扱いに関する広報</p> <p>イ 受け付ける品目、送付場所等の決定</p> <p>支援物資部食糧班・支援物資班は地区災害対策本部庶務班からの報告により被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、送付場所を決定する。</p> <p>ロ 受け付ける品目、送付場所等の広報</p> <p>広報・情報発信班は、イで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。</p> <p>第14節 被災動物対策</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">[災害時における動物管理の主要な活動]</p> <p>○被災動物救護対策指針の策定及び市町村への支援 &lt;生活環境部食品安全・衛生課&gt;</p> <p>○被災地域及び避難所における動物の保護</p> <p style="text-align: center;">&lt;市町村、生活環境部食品安全・衛生課、地区対策本部保健所班&gt;</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 &lt;新設&gt;</p>	<p>[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]</p> <p style="text-align: center;">&lt; &gt;内は主に担当する班等</p> <p>○義援物資の取扱いに関する広報</p> <p>□受け付け品目、<u>目標量</u>、送付場所等の決定&lt;支援物資部食糧班・支援物資班&gt;(第4章第5節の活動状況を考慮する。)</p> <p>□受け付け品目、<u>目標量</u>、送付場所等の報道機関を通じての広報&lt;広報・情報発信班&gt;</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県に送付される義援物資の取扱い</p> <p>(1) 義援物資の取扱いに関する広報</p> <p>イ 受け付ける品目、<u>目標量</u>、送付場所等の決定</p> <p>支援物資部食糧班・支援物資班は地区災害対策本部庶務班からの報告により被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、<u>目標量</u>、送付場所を決定する。</p> <p>ロ 受け付ける品目、<u>目標量</u>、送付場所等の広報</p> <p>広報・情報発信班は、イで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。</p> <p>第14節 (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">[災害時における動物管理の主要な活動]</p> <p>○被災動物救護対策指針の策定及び市町村への支援 &lt;生活環境部食品・生活衛生課&gt;</p> <p>○被災地域及び避難所における動物の保護</p> <p style="text-align: center;">&lt;市町村、生活環境部食品・生活衛生課、動物愛護センター、地区対策本部保健所班&gt;</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 応急仮設住宅等での対応</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
第5章 社会基盤の応急対策（略）	<p>市町村及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。</p> 第5章 社会基盤の応急対策（略）

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進</p> <p>公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。</p> <p>なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害義援金の配分</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配分の方法等</p> <p>※ なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義援金の配布等を求め住民が窓口で殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、県内で統一した被災者台帳システムの導入をはかる。</p>	<p>第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進</p> <p>公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。</p> <p>なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。<u>また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害義援金の配分</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配分の方法等</p> <p>※ なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義援金の配布等を求め住民が窓口で殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、県内で統一した被災者台帳システムの運用をはかる。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>第1章 道路災害対策（略） 第2章 鉄道災害対策（略） 第3章 航空機災害対策（略） 第4章 海上災害対策（略） 第5章 大規模な火災対策（略） 第6章 林野火災対策（略） 第7章 II 原子力災害対策 第1節 各機関の処理すべき事務又は業務 1 大分県 （1）大分県 イ～ル （略） ヲ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の予防服用、<u>体表面スクリーニング</u>、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等 略</p> <p>2 市町村 （1）市町村 イ～リ （略） ヌ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の予防服用、<u>体表面スクリーニング</u>、健康相談等）の実施及び調整 略</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関 （2）大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会 ハ 医療救護活動（<u>スクリーニング検査含む</u>）実施への協力 略</p>	<p>第1章 道路災害対策（略） 第2章 鉄道災害対策（略） 第3章 航空機災害対策（略） 第4章 海上災害対策（略） 第5章 大規模な火災対策（略） 第6章 林野火災対策（略） 第7章 II 原子力災害対策 第1節 各機関の処理すべき事務又は業務 1 大分県 （1）大分県 イ～ル （略） ヲ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の予防服用、<u>避難退域時検査</u>、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等 略</p> <p>2 市町村 （1）市町村 イ～リ （略） ヌ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の予防服用、<u>避難退域時検査</u>、健康相談等）の実施及び調整 略</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関 （2）大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会 ハ 医療救護活動（<u>避難退域時検査含む</u>）実施への協力 略</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前					改正後				
第2節 被害想定 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 平成 <u>30</u> 年4月1日現在					第2節 被害想定 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 平成 <u>31</u> 年4月1日現在				
発電所名	伊方発電所				発電所名	伊方発電所			
事業者名	四国電力株式会社				事業者名	四国電力株式会社			
所在地	愛知県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3				所在地	愛知県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3			
距離	約 45 k m				距離	約 45 k m			
設置番号	1号機	2号機	3号機		設置番号	1号機	2号機	3号機	
運転開始	S52.9	S57.3	H6.12		運転開始	S52.9	S57.3	H6.12	
備考	廃炉	廃炉	運転停止中		備考	廃炉	廃炉	運転中	
発電所名	玄海原子力発電所				発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社				事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1				所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1			
距離	約 100 k m				距離	約 100 k m			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7	運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7
備考	廃炉	定期検査中	定期検査中	定期検査中	備考	廃炉	定期検査中	運転中	運転中
発電所名	川内原子力発電所				発電所名	川内原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社				事業者名	九州電力株式会社			
所在地	鹿児島県薩摩仙台市				所在地	鹿児島県薩摩仙台市			
距離	約 155 k m				距離	約 155 k m			

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前			改正後		
設置番号	1号機	2号機	設置番号	1号機	2号機
運転開始	S59.7	S60.11	運転開始	S59.7	S60.11
備考	定期検査中	運転中	備考	運転中	運転中
<p>第3節 原子力発電所事故事前対策</p> <p>2 モニタリング体制の整備（環境保全課・食品・生活衛生課） 緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、<u>原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、立地県</u>、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施体制の整備 イ 県は、原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針等に基づき緊急時の<u>環境モニタリング</u>を迅速かつ円滑に実施するため、必要な設備、機器の整備に努めると共に必要な要員及びその役割等の実施要領をあらかじめ定めるものとする。また、食品の安全性を確認するため、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠として、食品の放射性物質検査の実施要領をあらかじめ定めるものとする。</p> <p>略</p> <p>3 住民の屋内退避・避難体制の整備（<u>防災対策企画課</u>）</p> <p>略</p> <p>4 医療及び健康相談体制の整備（<u>防災対策企画課</u>、健康づくり支援課、医療政策課、薬務室） 住民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防する</p>			<p>第3節 原子力発電所事故事前対策</p> <p>2 モニタリング体制の整備（環境保全課・食品・生活衛生課） 緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、<u>関係省庁、立地県</u>、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施体制の整備 イ 県は、原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針等に基づき緊急時<u>モニタリング</u>を迅速かつ円滑に実施するため、必要な設備、機器の整備に努めると共に必要な要員及びその役割等の実施要領をあらかじめ定めるものとする。また、食品の安全性を確認するため、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠として、食品の放射性物質検査の実施要領をあらかじめ定めるものとする。</p> <p>略</p> <p>3 住民の屋内退避・避難体制の整備（<u>危機管理室</u>）</p> <p>略</p> <p>4 医療及び健康相談体制の整備（<u>危機管理室</u>、健康づくり支援課、医療政策課、薬務室） 住民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防するた</p>		

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>ため、健康相談体制及び初期被ばく医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。</p> <p>(1) 県及び市町村は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、医療機関等の協力を得てスクリーニングの実施及び健康相談の実施の体制整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 前略 また、被ばく医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。 略 ○平成30年4月1日現在の備蓄保管場所は、次のとおり。</p> <p>5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発 (防災対策企画課)</p> <p>略</p> <p>6 原子力防災に関する研修及び訓練 (防災対策企画課、健康づくり支援課、医療政策課、薬務室)</p> <p>略</p> <p>第4節 原子力発電所事故応急対策</p> <p>3 活動体制の確立 (1) 県の活動体制 イ 災害対策本部等 前略 必要に応じて安定ヨウ素剤の予防服用や避難退域時検査等の原子力災</p>	<p>め、健康相談体制及び初期原子力災害医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。</p> <p>(1) 県及び市町村は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、医療機関等の協力を得て避難退域時検査及び簡易除染の実施及び健康相談の実施の体制整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 前略 また、原子力災害医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。 略 ○平成31年4月1日現在の備蓄保管場所は、次のとおり。</p> <p>5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発 (危機管理室)</p> <p>略</p> <p>6 原子力防災に関する研修及び訓練 (危機管理室、健康づくり支援課、医療政策課、薬務室)</p> <p>略</p> <p>第4節 原子力発電所事故応急対策 略</p> <p>3 活動体制の確立 (1) 県の活動体制 イ 災害対策本部等 前略 必要に応じて安定ヨウ素剤の予防服用や避難退域時検査等の原子力災</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前			改正後		
<p>害医療及び飲食物の<u>スクリーニング</u>検査等の防護措置を実施する必要がある。このため、災害対策本部の総合調整室において、関係情報の収集と伝達及び住民からの問合せ対応、防護措置実施の総合調整を行うとともに、環境保全課、食品・生活衛生課、<u>防災対策企画課</u>等必要に応じた関係課職員から成る「原子力災害対策班」を設置し、環境放射線モニタリングの指揮及び測定結果のとりまとめと評価等を行う。</p> <p>&lt; モニタリングチーム &gt; 略</p> <p>&lt; 医療チーム &gt; 略</p> <p>&lt; <u>スクリーニングチーム</u> &gt; 一時移転の指示が出された区域から避難する住民への避難退域時検査、除染を行うため、福祉保健医療部福祉保健衛生班において<u>スクリーニングチーム</u>（検査担当、除染担当）を組織する。</p> <p>ロ 地区災害対策本部の設置 表中</p>			<p>害医療及び飲食物の__検査等の防護措置を実施する必要がある。このため、災害対策本部の総合調整室において、関係情報の収集と伝達及び住民からの問合せ対応、防護措置実施の総合調整を行うとともに、環境保全課、食品・生活衛生課、<u>危機管理室</u>等必要に応じた関係課職員から成る「原子力災害対策班」を設置し、環境放射線モニタリングの指揮及び測定結果のとりまとめと評価等を行う。</p> <p>&lt; モニタリングチーム &gt; 略</p> <p>&lt; 医療チーム &gt; 略</p> <p>&lt; <u>検査チーム、簡易除染チーム</u> &gt; 一時移転の指示が出された区域から避難する住民への避難退域時検査、除染を行うため、福祉保健医療部福祉保健衛生班において<u>検査チーム</u>及び<u>簡易除染チーム</u>を組織する。</p> <p>ロ 地区災害対策本部の設置 表中</p>		
体制区分	設置基準	体制の概要	体制区分	設置基準	体制の概要
災害対策連絡室体制	近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。	・災害対策連絡室設置 ・情報収集及び応急対策の準備を行う体制。	災害対策連絡室__	近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。	____ ・情報収集及び応急対策の準備を行う体制。



## 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前			改正後		
	(啓開事態発生時)			(啓開事態発生時)	
災害警戒本部体制	①近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射物質の拡散のおそれがあるとき。 ②その他、特に必要と認めるとき。 (施設敷地内緊急事態発生時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害警戒本部設置</u></li> <li>・災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制。</li> </ul>	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射物質の拡散のおそれがあるとき。</li> <li>・その他、特に必要と認めるとき。</li> </ul> (施設敷地内緊急事態発生時)	_____ ・災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制。
災害対策本部体制	③近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射物質の拡散のおそれがあるとき。 ④その他、特に必要と認めるとき。 (全面緊急事態発生時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害対策本部設置</u></li> <li>・災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限に止める体制。</li> </ul>	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射物質の拡散のおそれがあるとき。</li> <li>・その他、特に必要と認めるとき。</li> </ul> (全面緊急事態発生時)	_____ ・災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限に止める体制。



## 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>略</p> <p>4 緊急時<u>環境</u>モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班) 原子力災害が発生した場合に、国(原子力規制委員会)は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ(概ね30km)圏域内において、緊急時<u>環境</u>モニタリングを実施している。県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた<u>環境モニタリング実施要領</u>に従い、<u>環境モニタリング</u>を実施する。また市町村はその実施に協力するものとする。</p> <p>(1) 警戒事態・施設敷地内緊急事態発生の場合(災害対策連絡室・災害警戒対策本部の体制時) 県は、原子力発電所での警戒事態・施設敷地内緊急事態の通報を受けた場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、平時から実施している空間放射線量率の測定について、モニタリングポストで積極的な情報収集に努めるものとする。</p> <p>(2) 全面緊急事態後の対応(災害対策本部の体制時) 県は、近隣県の原子力発電所で全面緊急事態が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがある場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、あらかじめ定めた実施要領に基づき、緊急時<u>環境</u>モニタリングを実施する。 また、県は、国及び立地県による緊急時<u>環境</u>モニタリングの結果(空間放射線量率)及びその評価に関する情報を収集し、その内容を市町村、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ連絡するものとする。</p>	<p>略</p> <p>4 緊急時__モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班) 原子力災害が発生した場合に、国(原子力規制委員会)は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ(概ね30km)圏域内において、緊急時__モニタリングを実施している。 県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた<u>環境放射線モニタリング実施要領</u>に従い、<u>環境放射線モニタリング</u>を実施する。</p> <p>(1) 警戒事態・施設敷地__緊急事態発生の場合(災害対策連絡室・災害警戒__本部の体制時) 県は、原子力発電所での警戒事態・施設敷地__緊急事態の通報を受けた場合県内への放射性物質の影響を把握するため、平時から実施している空間放射線量率の測定について、モニタリングポストで積極的な情報収集に努めるものとする。</p> <p>(2) 全面緊急事態後の対応(災害対策本部の体制時) 県は、近隣県の原子力発電所で全面緊急事態が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがある場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、あらかじめ定めた実施要領に基づき、緊急時__モニタリングを実施する。 また、県は、国及び立地県による緊急時__モニタリングの結果(空間放射線量率)及びその評価に関する情報を収集し、その内容を市町村、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ連絡するものとする。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編  
第5部 各種災害対策

改正前			改正後		
略			略		
<p>(3) 放射性物質拡散情報 (SPEEDI 情報) などの収集</p> <p>県は、緊急時環境モニタリング及び住民の屋内退避等の防護措置指示の参考とするため、原子力規制委員会の試算する放射性物質の拡散予測等の計算結果について、国及び立地県に対して提供を求めるとともに、必要に応じて立地県に職員を派遣し、収集に努めるものとする。</p>			<p>(3) 放射性物質拡散情報 (SPEEDI 情報) などの収集</p> <p>県は、緊急時__モニタリング及び住民の屋内退避等の防護措置指示の参考とするため、原子力規制委員会の試算する放射性物質の拡散予測等の計算結果について、国及び立地県に対して提供を求めるとともに、必要に応じて立地県に職員を派遣し、収集に努めるものとする。</p>		
略			略		
<p>6 健康相談及び医療救護活動の実施 (総合調整室情報収集班、福祉保健医療部)</p> <p>(1) 略</p> <p>(除染を講じるための基準)</p>			<p>6 健康相談及び医療救護活動の実施 (総合調整室情報収集班、福祉保健医療部)</p> <p>(1) 略</p> <p>(除染を講じるための基準)</p>		
基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	<u>避難基準に基づき避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</u>	外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	<u>避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染</u>
	β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	
(2) 略			(2) 略		

# 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(3) イ～ハ (略)</p> <p>ニ 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>    a 服用者</p> <p>原則として服用不適切者、慎重投与者及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。</p> <p>略</p> <p>7 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>(3) 地域生産物（農産物）の摂取制限（総合調整室、支援物資部、農林水産基盤対策部）</p> <p>県は、環境モニタリングの結果を受け、空間放射線量が原子力災害対策指針の示す指標を超えた場合は、国との協議に基づき、地域生産物の摂取制限のため、速やかに区域を特定し市町村や関係団体等を通じて生産者等へ出荷の自粛を要請する。</p> <p>略</p> <p>第8章 危険物等災害対策（略）</p> <p>第9章 その他の災害対策</p> <p>    第2節 その他の災害の予防</p> <p>        1 鉱山施設等の災害防止対策(九州産業保安監督部、<u>商工労働部</u>工業振興課)</p> <p>        前略</p> <p>        また、<u>公害</u>又は危害を防止する義務を有するものが、無資力又は現存しない休廃止鉱山に係る捨石又は鉱さいたい積物の鉱害防止工事、坑口の閉そ</p>	<p>(3) イ～ハ (略)</p> <p>ニ 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>    a 服用者</p> <p>原則として服用不適切者、慎重投与<u>対象者</u>及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。</p> <p>略</p> <p>7 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>(3) 地域生産物（農産物）の摂取制限（総合調整室、支援物資部、農林水産基盤対策部）</p> <p>県は、<u>環境放射線</u>モニタリングの結果を受け、空間放射線量が原子力災害対策指針の示す指標を超えた場合は、国との協議に基づき、地域生産物の摂取制限のため、速やかに区域を特定し市町村や関係団体等を通じて生産者等へ出荷の自粛を要請する。</p> <p>略</p> <p>第8章 危険物等災害対策（略）</p> <p>第9章 その他の災害対策</p> <p>    第2節 その他の災害の予防</p> <p>        1 鉱山施設等の災害防止対策(九州産業保安監督部、<u>商工観光労働部</u>工業振興課)</p> <p>        前略</p> <p>        また、<u>鉱害</u>又は危害を防止する義務を有するものが、無資力又は現存しない休廃止鉱山に係る捨石又は鉱さいたい積物の鉱害防止工事、坑口の閉そ</p>

## 大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>く等の危害防止工事について助成策を講じ、災害防止に努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 電気工作物の災害予防対策（九州産業保安監督部、<u>商工労働部</u>工業振興課、九州電力株）</p> <p>5 電気用品の災害予防対策（九州経済産業局、<u>商工労働部</u>工業振興課）</p>	<p>く等の危害防止工事について助成策を講じ、災害防止に努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 電気工作物の災害予防対策（九州産業保安監督部、<u>商工観光労働部</u>工業振興課、九州電力株）</p> <p>5 電気用品の災害予防対策（九州経済産業局、<u>商工観光労働部</u>工業振興課）</p>